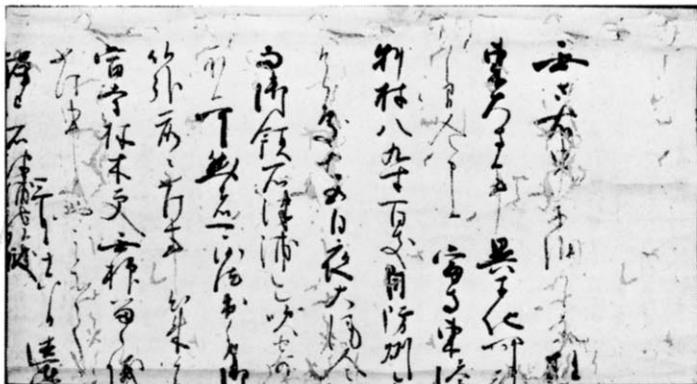


造東大寺大勸進栄西書状



(釈文)

無左右申子細候之条雖

東大寺事異于他可被

之間令申候 当寺東塔

料材八九寸百支自防州令

候之処去五日夜大風令

而御領石津浦令吹寄

承候 可然者可沙汰出之由御

候哉 前々如此事出来候

当寺材木更無抑留之儀

如此申候 恐々謹言

三月十六日 造東

謹上 石津浦地頭殿

栄西禅師から石津浦地頭に宛てた書状です。残念ながら書状の下部が切断されていますので完全には読み下せませんが、主旨は東大寺の東塔造営のために周防国から舟で送った料材が、大風のために石津浦に吹寄せられたので、その材木を抑留しないように、その他の地頭（各地の荘園の管理をする職）に依頼したものです。栄西は叡山で学び、のち宋にわたって臨

济禅を学んで帰国、わが国にはじめて臨济宗をひろめた高僧です。栄西が焼失した東大寺の東塔再建の大勸進についたのは、建永元年（1206）で、二年後の承元二年に立柱が行われ、その翌年には第二層の立柱が行われていることが、東大寺の記録にのこっています。この書状はおそらくその時のものと思われ、数少ない栄西の自筆書状として貴重な資料であります。

季刊 美のたより No.29

昭和49年9月1日

発行 大和文華館